死亡野鳥等高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査　**検査対象個体数（静岡県）**（＊環境省マニュアル準拠）令和３年１０月～

分類	鳥　類				哺乳類
区分	検査優先種１ （１８種）	検査優先種２ （９種）	検査優先種３	その他の種	
種　　名 警戒区分 （判断：環境省）	カモ目カモ科 ・ヒシクイ ・マガン ・シジュウカラガン ・コクチョウ ・コブハクチョウ ・コハクチョウ ・オオハクチョウ ・オシドリ ・ヒドリガモ ・キンクロハジロ カイツブリ目カイツブリ科 ・カイツブリ ・カンムリカイツブリ ツル目ツル科 ・マナヅル ・ナベヅル チドリ目カモメ科 ・ユリカモメ タカ目タカ科 ・オオタカ ・ノスリ ハヤブサ目ハヤブサ科 ・ハヤブサ	カモ目カモ科 ・マガモ ・オナガガモ ・トモエガモ ・ホシハジロ ・スズガモ タカ目タカ科 ・オジロワシ ・オオワシ ・クマタカ フクロウ目フクロウ科 ・フクロウ	カモ目カモ科 ・カルガモ、コガモ等 （優先種１、２以外全種） カイツブリ目カイツブリ科 ・ハジロカイツブリ等 （優先種１、２以外全種） カツオドリ目ウ科 ・カワウ ペリカン目サギ科 ・アオサギ ツル目ツル科 ・タンチョウ等 （優先種１、２以外全種） ツル目クイナ科 ・オオバン チドリ目カモメ科 ・ウミネコ、セグロカモメ等 （優先種１、２以外全種） タカ目 ・トビ等 （優先種１、２以外全種） フクロウ目 ・コミミズク等 （優先種１、２以外全種） ハヤブサ目 ・チョウゲンボウ等 （優先種１、２以外全種）	・優先種１～３以外の鳥種（カラス類を含む） （大量死亡のほか、感染死体を食べた等、感染が疑われる状況があった場合にも検査。）	・全て
レベル１：通常時	同一場所で １羽以上死亡	３羽以上	５羽以上	５羽以上	検査 対象外
レベル２：国内発生時	同一場所で １羽以上死亡	２羽以上	５羽以上	５羽以上	検査 対象外
レベル３：国内複数箇所発生時	同一場所で １羽以上死亡	１羽以上	３羽以上	５羽以上	検査 対象外
野鳥監視重点区域：発生地周辺 （レベル２又は３における半径１０㎞以内を基本）	同一場所で １羽以上死亡	１羽以上	３羽以上	３羽以上	同一場所で ３頭以上死亡

＊　環境省マニュアル：「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（令和３年10月改訂版）」

※　衝突死、悪天候による海鳥の衰弱死等、死因が明確な個体は検査対象としない。また、死後日数が経過し、腐敗した個体は検査対象としない。

※　警戒レベル・種に関係なく、野鳥の大量死が発生した場合には、その一部を検査対象とし、残りは蔓延未然防止のため、市町焼却施設等での処分を優先する。

※　基準羽数は、同一場所（見渡せる範囲）・同時期（３日程度）に死亡（衰弱を含む）が発見された場合の合計数を基本とする。